

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年5月10日

【会社名】 株式会社出前館

【英訳名】 DEMAE-CAN CO.,LTD

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 藤井 英雄

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目27番5号

【電話番号】 050-5445-5390

【事務連絡者氏名】 取締役兼執行役員 矢野 哲

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目27番5号

【電話番号】 050-5445-5382

【事務連絡者氏名】 財務経理部 部長 小林 元樹

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】 その他の者に対する割当 275,724,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	666,000株	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

（注）1. 募集の目的及び理由

当社は、2021年11月29日開催の当社第22期定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。)が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、対象取締役に對し、本制度を導入すること並びに本制度に基づき、対象取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額500,000千円以内として設定すること、対象取締役に對して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は500,000株を上限とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を1年以上で当社取締役会が定める期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

2023年5月10日、当社取締役会により、2023年6月22日～2026年11月30日のうち一定期間にかかる譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である対象取締役2名及び当社の使用人38名(以下、総称して「割当対象者」という。)に對し、金銭報酬債権を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、以下の内容を含む割当契約を締結すること等を条件として支給いたします。

なお、本制度における譲渡制限付株式は、対象取締役に割り当てる譲渡制限付株式については、一定期間継続して当社又は当社子会社において一定の役職を務めることを条件として、また、当社の一部の使用人に割り当てる譲渡制限付株式については、一定期間継続して当社又は当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。)において一定の役職を務めることを条件として、譲渡制限を解除する株式の数が決定される勤務継続条件及び業績連動条件が付された複数種類の譲渡制限付株式を組み合わせたもの(以下、「譲渡制限付株式」という。)、当社の一部の使用人に割り当てる譲渡制限付株式については、一定期間継続して当社又は当社関係会社において一定の役職を務めることを条件として譲渡制限を解除する株式の数が決定される勤務継続条件のみが付された譲渡制限付株式(以下、「譲渡制限付株式」という。)の2種類であります。譲渡制限を解除する株式の数は割当対象者ごとに譲渡制限付株式割当契約において定めます。

譲渡制限付株式の種類毎の割当対象者及び支給する金銭報酬債権額等は下表の通りです。

譲渡制限付株式の種類	割当対象者
譲渡制限付株式	対象取締役及び一部の使用人
譲渡制限付株式	当社の使用人

譲渡制限付株式

譲渡制限期間

下表に定める譲渡制限期間において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式(以下、割り当てられた譲渡制限付株式 において、本譲渡制限期間 -A- にかかる株式を「本割当株式 -A-」、本譲渡制限期間 -A- にかかる株式を「本割当株式 -A-」、本譲渡制限期間 -B- にかかる株式を「本割当株式 -B-」、本譲渡制限期間 -C- にかかる株式を「本割当株式 -C-」、本譲渡制限期間 -C- にかかる株式を「本割当株式 -C-」という。)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません(以下、「譲渡制限」という。)

譲渡制限付株式 の種類	譲渡制限期間
譲渡制限付株式 -A-	2023年6月22日～2025年11月30日 (以下、「本譲渡制限期間 -A-」という。)
譲渡制限付株式 -A-	2023年6月22日～2026年11月30日 (以下、「本譲渡制限期間 -A-」という。)
譲渡制限付株式 -B	2023年6月22日～2025年11月30日 (以下、「本譲渡制限期間 -B-」という。)
譲渡制限付株式 -C-	2023年6月22日～2025年8月31日 (以下、「本譲渡制限期間 -C-」という。)
譲渡制限付株式 -C-	2023年6月22日～2026年8月31日 (以下、「本譲渡制限期間 -C-」という。)

譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式 の割当対象者が、本譲渡制限期間 -A-、 -A-、 -B-、 -C- 又は -C- が満了する前に、所定の地位(対象取締役及び当社の使用人については当社及び当社関係会社の取締役及び使用人のいずれの地位を意味する。以下「本件地位」という。)から退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式 -A-、 -A-、 -B-、 -C- 又は -C- を、当該退任又は退職の時点をもって、それぞれ当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式 -A-、 -A-、 -B-、 -C- 又は -C- のうち、本譲渡制限期間 -A-、 -A-、 -B-、 -C- 又は -C- が満了した時点において、下記「譲渡制限の解除」の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、それぞれ当該本譲渡制限期間が満了した時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

譲渡制限の解除

(A) 本割当株式 -A-、 -A- について

当社は、本割当株式 -A- 又は -A- の割当対象者が、本譲渡制限期間 -A- 又は -A- において継続して本件地位にあったこと、及び -A- については当社第26期事業年度(2024年9月1日～2025年8月31日)、 -A- については当社第27期事業年度(2025年9月1日～2026年8月31日)における通期連結売上高の目標をそれぞれ500億円として当該目標の達成を条件として、それぞれ本譲渡制限期間 -A- 又は -A- の各期間が満了した時点をもって、当該目標の達成度合いに応じた譲渡制限解除率を当該割当対象者の保有する本割当株式 -A- 又は -A- に乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り下げるものとする。)の株式数について、譲渡制限を解除いたします。

[譲渡制限解除率]

通期連結売上高の目標達成率を譲渡制限解除率(ただし、計算の結果、100%を超える場合には100%とします。)といたします。

(B) 本割当株式 -B- について

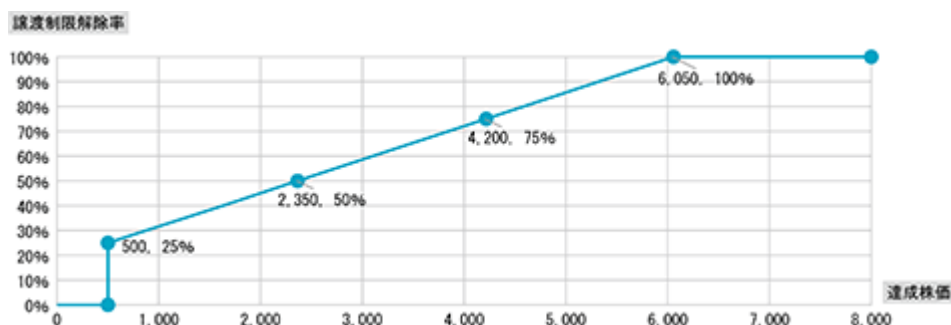
当社は、本割当株式 -B- の割当対象者が、本譲渡制限期間 -B- において継続して本件地位にあったこと、及び当社第26期事業年度(2024年9月1日~2025年8月31日)において連結営業利益が黒字であることを条件として、2025年11月30日をもって、当該時点において当該割当対象者が保有する本割当株式 -B- の全部について、その譲渡制限を解除いたします。

(C) 本割当株式 -C- 、 -C- について

当社は、本割当株式 -C- 又は -C- の割当対象者が、本譲渡制限期間 -C- 又は -C- において継続して本件地位にあったことを条件として、それぞれ本譲渡制限期間 -C- 又は -C- の各期間が満了した時点をもって、当社取締役会において定めた株価目標の達成度に応じた下記の譲渡制限解除率を当該割当対象者の保有する本割当株式 -C- 又は -C- に乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り下げるものとする。)の株式数について、その譲渡制限を解除いたします。

[譲渡制限解除率]

本譲渡制限期間 -C- 又は -C- の各期間中の最終事業年度開始日から最終事業年度満了日1ヶ月前の7月31日までの期間において、東京証券取引所における連続した10営業日の当社普通株式の各終値を平均化した場合の最も高い値(以下、「達成株価」という。)に応じて下表のとおり譲渡制限解除率が変動するものといたします。なお、当社が、合併、募集株式の発行、株式分割又は株式併合等を行うことにより達成株価を調整することが適切と判断した場合は、当社は合理的な範囲で必要と認める調整を行うものといたします。



譲渡制限解除率の算出方法：

(達成株価 - 500) ÷ 7,400 + 0.25

ただし、達成株価が500円未満のときの譲渡制限解除率は0%とし、達成株価が6,050円以上のときの譲渡制限解除率は100%といたします。

上記の各解除条件にかかわらず、譲渡制限付株式 の割当対象者が、本譲渡制限期間 -A- 、 -A- 、 -B- 、 -C- 又は -C- が満了する前に、社取締役会が正当と認める理由により、本件地位から退任又は退職した場合であって、当社取締役会が正当と認めるときは、譲渡制限を解除する本割当株式 -A- 、 -A- 、 -B- 、 -C- 又は -C- の数及び譲渡制限を解除する時期を、それぞれ合理的に調整することができるものといたします。

株式の管理に関する定め

譲渡制限付株式 の割当対象者は、SMBC日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式 -A- 、 -A- 、 -B- 、 -C- 又は -C- について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式 -A- 、 -A- 、 -B- 、 -C- 又は -C- を当該口座に保管・維持するものといたします。

組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間 -A- 、 -A- 、 -B-、 -C- 又は -C- において、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、当社取締役会決議により、当該承認の日において譲渡制限付株式 の割当対象者が保有する本割当株式 -A- 、 -A- -B又は -C- 、 -C- のそれぞれ全部につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除することができるものといたします。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点(上記の定めに基づく譲渡制限の解除をしない場合には、当社取締役会が合理的に定める当該組織再編等の効力発生日に先立つ時点)において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式 -A- 、 -A- 、 -B-、 -C- 又は -C- を当然に無償で取得することができるものといたします。

. 譲渡制限付株式

譲渡制限期間

下表に定める譲渡制限期間において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式(以下、割り当てられた譲渡制限付株式 において、本譲渡制限期間 -Aにかかる株式を「本割当株式 -A」、本譲渡制限期間 -Bにかかる株式を「本割当株式 -B」という。)につき、譲渡制限が設定されます。

譲渡制限付株式 の種類	譲渡制限期間
譲渡制限付株式 -A	2023年6月22日～2025年8月31日 (以下、「本譲渡制限期間 -A」という。)
譲渡制限付株式 -B	2023年6月22日～2026年8月31日 (以下、「本譲渡制限期間 -B」という。)

譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式 の割当対象者が、本譲渡制限期間 -A又は -Bが満了する前に本件地位から退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式 -A又は -Bを、当該退任又は退職の時点をもって、それぞれ当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式 -A又は -Bのうち、本譲渡制限期間 -A又は -Bが満了した時点において、下記「譲渡制限の解除」の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、それぞれ当該本譲渡制限期間が満了した時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式 の割当対象者が、本譲渡制限期間 -A又は -Bにおいて、継続して本件地位にあったことを条件として、それぞれ本譲渡制限期間 -A又は -Bの各期間が満了した時点をもって、当該時点において当該割当対象者が保有する本割当株式 -A又は -Bの全部について、その譲渡制限を解除いたします。ただし、譲渡制限付株式 の割当対象者が、本譲渡制限期間 -A又は -Bが満了する前に、本件地位から退任又は退職した場合やその他の事由が発生し、当社取締役会が正当と認めるときは、譲渡制限を解除する本割当株式 -A又は -Bの数及び譲渡制限を解除する時期を、それぞれ合理的に調整することができるものといたします。

株式の管理に関する定め

譲渡制限付株式 の割当対象者は、SMBC日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式 -A又は -Bについて記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式 -A又は -Bを当該口座に保管・維持するものといたします。

組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間 -A又は -B中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、当社取締役会決議により、当該承認の日において譲渡制限付株式の割当対象者が保有する本割当株式 -A又は -Bのそれぞれ全部につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除することができるものといたします。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点(上記の定めに基づく譲渡制限の解除をしない場合には、当社取締役会が合理的に定める当該組織再編等の効力発生日に先立つ時点)において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式 -A又は -Bを当然に無償で取得することができるものといたします。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	666,000株	275,724,000	275,724,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	666,000株	275,724,000	275,724,000

(注) 1. 第1 [募集要項] 1 [新規発行株式] (注) 1. 「募集の目的及び理由」に記載の本制度に基づき、特定譲渡制限付株式を割当対象者に割り当てる方法によります。

2. 発行価額の総額は、本株式発行に係る会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であり、全額資本の額に組入れます。

3. 現物出資の目的とする財産は本制度に基づき、割当対象者に対する2023年6月22日～2026年11月30日のうち一定期間にかかる譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権です。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
414	414	1株	2023年5月26日～ 2023年6月21日	-	2023年6月22日

(注) 1. 第1 [募集要項] 1 [新規発行株式] (注) 1. 「募集の目的及び理由」に記載の本制度に基づき、特定譲渡制限付株式を割当対象者に割り当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本株式発行に係る会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額です。

3. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。

4. 本株式発行は、本制度に基づき、割当対象者に対する2023年6月22日～2026年11月30日のうち一定期間にかかる譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資により行われるため、金銭による払込みはありません。なお、その内容は以下のとおりです。

対象者	譲渡制限付株式の種類	割当株数	払込金額(円)	内容
取締役：2名()	譲渡制限付株式	300,000株	124,200,000	2023年6月22日～2026年11月30日
当社の使用人：38名	譲渡制限付株式	366,000株	151,524,000	同上

() 監査等委員である取締役、社外取締役および業務執行を行わない取締役を除く。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社 出前館 経営企画本部	東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目27番5号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
-	-

(注) 譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権または金銭債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
-	5,000,000	-

(注) 1. 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、アドバイザー費用、有価証券届出書作成費用等であります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

本株式発行は、金銭以外の財産の現物出資によるものであるため、手取額はありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第23期（自 2021年9月1日 至 2022年8月31日） 2022年11月30日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第24期第1四半期（自 2022年9月1日 至 2022年11月30日）2023年1月13日関東財務局長に提出

事業年度 第24期第2四半期（自 2022年12月1日 至 2023年2月28日）2023年4月14日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2023年5月10日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2022年11月30日に関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正報告書（事業年度 第22期 自 2020年9月1日 至 2021年8月31日の有価証券報告書の訂正報告書）を2023年2月24日関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2023年5月10日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2023年5月10日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社 出前館 本店

（東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目27番5号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。